



インドネシア:カルテル事案における間接証拠の利用-許容性と先例-

執筆者: 吉本 祐介

1. はじめに

他の多くの法域と同様に、カルテルが効果的な競争を著しく妨げ、消費者に損害を与える可能性があることから、インドネシア政府は、カルテルを同国の経済に対する主要な脅威と考えています。このため、インドネシア当局は、カルテル行為の防止及び抑止、並びにカルテル疑惑の調査に多大な努力を払うとともに、契約の取消命令、事業停止命令から行政処分としての罰金の賦課まで重大な制裁を課しています。

インドネシアの事業競争監視委員会(Komisi Pengawasan Persaingan Usaha、以下「KPPU」といいます)は、多くの場合、事業競争者間の公正な競争を妨げる共謀の合意を証明することが困難であることを認めています。カルテル関係者は、共謀に関するやりとりや取り決めに秘匿するため、KPPU が共謀行為を発見するためには多大な労苦を必要とするからです。

KPPU は、カルテルの存在を証明する 1 つの方法として、「間接証拠」による立証を利用しています。いわゆる状況証拠とも呼ばれる間接証拠は、合意の存在を直接示すのではなく、重要事実を推認させる付随的な事実を証明するために利用されます(間接証拠の詳細については、下記 4.をご参照ください。)。しかし、インドネシアの独占禁止法(1999 年法律第 5 号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます)第 42 条において、独占禁止法違反事件の審査に際して、間接証拠の利用が認められていないため、実務家や学者の間では議論があります。

本ニュースレターでは、KPPU による間接証拠の利用とインドネシアの裁判所のこの問題に対する判断について説明します。

2. インドネシア独占禁止法の背景

独占禁止法は、1998 年にインドネシアで金融危機が発生してから間もなく、UNCTAD (国連貿易開発会議)が制定した国際的に認められた基準に加え、ドイツの独占禁止法を参考に制定されました。独占禁止法の制定手続きが拙速に行われたため、独占禁

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

止法は、複雑で洗練された問題に十分に対応できないと考える人が多いです。

この欠点を克服し、独占禁止法の目的を実現するために、国内の独占禁止当局である KPPU は、独占禁止法違反に関連する事件の調査及び決定権限や、その役割を果たすための規則を制定する権限など広範な権限を与えられています。

3. 独占禁止法におけるカルテル

独占禁止法第 11 条及び KPPU 規則 2010 年第 4 号¹においてカルテルに関する一般的な規則が定められるとともに、(i)価格拘束(独占禁止法第 5 条)、(ii)市場分割(独占禁止法第 9 条)や(iii)共同の取引拒絶(独占禁止法第 10 条)も規定されています。価格拘束は、ハードコア・カルテルの一つとして、当然違法の原則(per se rule)により判断され、当事者が価格を拘束する合意を行えば、市場への影響にかかわらず、直ちに独占禁止法に違反するとみなされます。他の規定は、合理の原則により判断されます²。

KPPU が直接証拠によりカルテルの存在を証明することは容易ではなく、実務上、直接的な証拠を得ることも困難です。それにもかかわらず、独占禁止法が独占禁止法違反事案において、直接証拠のみを認めていることから問題が複雑となっています。

4. 間接証拠に関する KPPU の見解と方針

KPPU は、直接証拠だけでカルテルを証明することが困難であるという問題を認識し、近年、証拠収集過程で間接証拠(alat bukti tidak langsung)の利用を認めるようになりました。

この点に関して、KPPU は、価格に関する独占禁止法第 5 条を実施するためのガイドラインとして、2011 年 KPPU 規則第 4 号を制定しました。同規則において、KPPU は初めて「間接証拠」という用語を明示的に使用しました。間接証拠の利用は、企業間競争事例の取扱いに関する 2019 年 KPPU 規則第 1 号により、一層強化されました。

KPPU は、近時カルテル事例における間接証拠の活用にさらに積極的になっているようです。実際に、KPPU は、以下の種類の間接証拠を利用することについて、その見解と方針を公表しています。

i. コミュニケーションに関する証拠

コミュニケーションに関する証拠とは、独占的慣行又は不公正な競争に従事することに合意したとされる当事者間の情報又は通信の交換を示すデータ又は文書を意味します。価格、製造能力や生産コスト構造についての具体的な言及がなかったとしても、競合者間の会合又はコミュニケーションは、コミュニケーションに関する証拠とみなされる可能性があります。2014 年のタイヤ・カルテルケース、2015 年の二輪車カルテルケース、2016 年の輸入牛肉カルテルケースなどの KPPU のカルテル事案に関する決定にみられるように、議事録や合意内容の確認のための電子メールが作成されず、協調的行動や価格拘束などがなかったとしても、非公式な会合(ゴルフ場での会合など)や団体における会合がコミュニケーションに関する証拠となりえます。

ii. 経済的証拠

経済的証拠には、量的又は質的データ分析方法により裏付けられた科学的主張や KPPU が独占的慣行又は不公正な競争に関する主張を裏付けるために用いる専門家の分析結果などが含まれます。KPPU は、通常、以下の点を考慮しています。

¹ カルテルに関する独占禁止法第 11 条のガイドラインに関する 2010 年 KPPU 規則第 4 号。

² Wahyuningtyas、Sih Yuliana「Challenges in Combating Cartels, 14 Years After the Enactment of Indonesian Competition Law」(https://yars.wz.uw.edu.pl/images/yars2014_7_10/279.pdf)。

1) 市場構造に関する証拠

a. 市場集中度

KPPU は、市場シェア(すなわち、販売数量又は価値と全国消費量の水準を比較することによって得られる、業界全体の売上高に占める企業のシェア)に基づいて市場集中度を分析しています。KPPU は通常、Herfindahl – Hirschman Index、CRn など複数の方法を用いて、当事者の市場支配力(または集中度)を決定しています。

b. サプライチェーンにおける対象者間の関係

KPPU は、生産業者と卸売業者が統合されているなどサプライチェーンにおける統合が進んでいることを市場支配の要素とみなすことがあります。

c. 商品の同質性があるか

2) 市場行動に関する証拠

a. 価格に協調的行動があるか、すなわち、競合者間に価格動向の類似性があるか。

b. 販売に協調的行動があるか、すなわち、競合者間で商品又は役務の販売数量や販売スケジュールが同じパターンで変動することがあるか。

c. 消費者の利益につながるような過剰な価格又は利益となっていないか

d. 消費者レベルでの価格変動を最小限に抑えることを目的とした再販売価格の維持などの協調促進的慣行があるか。

5. 裁判例

KPPU による間接証拠の使用が増加しているにもかかわらず、インドネシアの裁判所は、独占禁止法が間接証拠の利用を明示的に規定していないため、間接的証拠を認めることにはかなり消極的であるようです。このため、間接証拠の利用に関して、KPPU の判断とは整合しない決定がなされることが少なくありません。

KPPU が裁判所に対して間接証拠を受け入れるよう説得できないことも多く、被告らが不服を申し立てた場合、しばしばインドネシアの裁判所は、KPPU の決定を覆しています。例えば、2009 年のオイル・カルテル事件では、控訴審及び上訴審は、KPPU の主張を認めず、間接証拠は独占禁止法で言及された証拠と同等ではなく、独占禁止法違反事件の証拠審理において認められないと判示しました。インドネシアの民事裁判制度においては、裁判官は、明文の法律(本件では独占禁止法)に厳格に従うことが義務付けられているため、裁判官は、カルテル事件の判決において間接証拠を認めることはできないとしています。すなわち、間接証拠は、裁判所が判決を下す際には利用できません。同様に、2010 年の薬局カルテル事件において KPPU によって提出された間接証拠は、間接証拠がインドネシア法一般及び独占禁止法の両方によって認められていなかったことから、裁判所によって利用が認められませんでした。さらに、独占禁止法違反が刑事事件となった事例においても、間接証拠は、インドネシア刑事訴訟法 188 条 2 項に定められる推認証拠(bukti petunjuk)と同等ではないと判断されました。

しかし、インドネシアは大陸法系の国であるため、インドネシアの裁判所は先例に拘束されません。そのため、カルテル事件を決定する際の間接証拠に対する裁判所の態度に矛盾が生じています。2014 年のタイヤ・カルテル事件、2016 年の二輪車・カルテル事件、2016 年の輸入牛肉・カルテル事件においては、裁判所は、間接証拠の利用を認めました。2014 年のタイヤ・カルテル事件において、インドネシア最高裁は、価格、生産、テリトリーに関する合意、その他の不公正な競争に関連する合意は暗黙のうちに結ばれることが多く、そのため間接証拠は、十分かつ論理的であり、間接証拠の価値を減殺する強固な証拠がない限り、有効な

証拠として受け入れることができると判示し、間接証拠の有効性を明示的に認めました。

多くの実務家や学者は、間接証拠、特に経済的証拠を使用することは深刻な問題をもたらすかもしれないと考えています。例えば、市場における価格の協調的行動は、純粋なビジネス上の競争によって自然に生じる可能性があり、必ずしも価格拘束に関する合意(「意識的並行行為」とも呼ばれます)によるものではない場合もあります。有効な間接証拠を入手することは依然として困難であり、インドネシアの裁判所が間接証拠を幅広く認める前に、インドネシアの裁判所における間接証拠の利用を詳細に規定する基礎的な法令を定める必要があります。そうでなければ、KPPU による独占禁止法令の執行は、引き続き困難なままとなります。企業が不確実性や信用が欠如していると感じると、インドネシアにさらなる投資をもたらすという政府の野心的な計画の実現も不可能となります。

すべての企業は、潜在的な法的及び財務的問題を回避するために、独占禁止法及び関連法令の規定を理解し、厳格に遵守する必要があります。企業は、団体内での会合など他の事業者とのコミュニケーションを行う前に、現地の弁護士に相談することが望まれます。



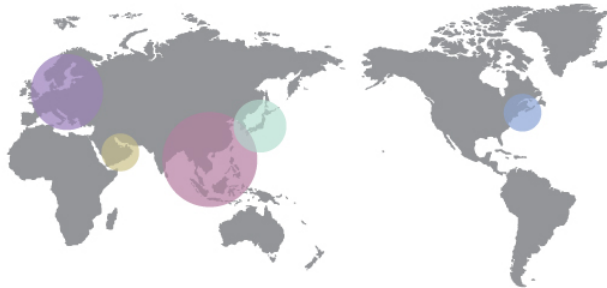
よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.yoshimoto@nishimura.com

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。